

松方デフレと武相困民党

柿生郷土史料館 第78回カルチャー・セミナー／20190120／杉山弘（町田市立自由民権資料館）

レジュメの構成

はじめに - 1884 (明治17) 年夏の群衆 -

(1) 明治10年代の経済事情

(2) 武相地域における土地と負債をめぐる攻防

(3) 困民党の論理と要求

(4) 仲裁活動とその論理 - 細野喜代四郎の手記から -

まとめに代えて

[参考文献]

* 引用文は、読みやすくするために、適宜カタカナを平かなに、漢字を平かなにするなど、修正を施してあります。原文を確認される場合は、「史料編」をご覧ください。

はじめに - 1884 (明治17) 年夏の群衆 -

(前略) 維時明治17年7月下旬より、相模国高座郡上鶴間村渋谷彦右衛門、渋谷彦兵衛を首とし、同郡各村ならびに武蔵国南多摩郡(註) 3郡等の困民およそ1千人、八王子該他60有余の各銀行貸附会社に係わる貸附金利子、甚しく不当なるを唱え(中略) 原町田分署の門前などは、裸体放歌、兵糧を運搬し、(ママ) 釜を輸送し、木曾八幡山において勢揃し、警官の懇々諭示するも、かえって刺激を興し、その勢い [恰も仏国革命党のバスチーユ城を破ってハクト] 中賦の(賦) (ママ) 起せしが如く、各地より聚合し来たり (後略)

南多摩郡小川村の戸長 細野喜代四郎の活動日誌 (『武相自由民権史料集 6巻』) より抜粋

(1) 明治10年代の経済・財政事情

① 養蚕経営の発展 - モノカルチャー化 -

- 横浜開港以降、生糸・茶が輸出の中心となり、急増
- 神奈川県、浜街道など「絹の道」を、横浜へと運ばれる上州、甲州、信州、武州などの生糸
- 養蚕経営のサイクルと資金需要
借金 → 資金投入 (種紙・桑や繁忙時の手間賃) → 販売(繭・生糸) → 現金収入 → 返済
→ 借金 → 資金投入 → ……

② 私立銀行・銀行類似会社について

● 資本主義・市場原理の法制化

- * 地租改正にともない土地の所有権を確定 —— 土地の商品化を促進
- * 債権・債務の公的な保証 —— “質入”ではなく、“書入”が主流に
- * “株式会社”という形態 —— 豊富な経営資金の確保へ

● 私立銀行・銀行類似会社の起業

私立銀行・銀行類似会社の起業数

年次	社数	資本金合計 千円
明治13年	120	1,212
14年	369	5,895
15年	438	7,958
16年	572	12,072
17年	741	15,143
18年	744	15,398
19年	748	15,391
20年	741	15,118
21年	713	14,454
22年	695	14,421
23年	702	14,513
24年	678	13,827
25年	680	13,945

神奈川県下の私立銀行・銀行類似会社の起業数（一部）

広融資会社	1880年 2月	1500円	南多摩郡連光寺村
共融社	1880年 9月	3000円	南多摩郡新井村
共伸社	1881年 3月	90000円	大住郡曾屋村
旭銀行	1881年10月	100000円	南多摩郡八王子八日町
甲子会社	1881年11月	15000円	南多摩郡八王子横山町
共洽社	1881年		足柄上郡関本村
武相銀行	1882年 5月	100000円	南多摩郡相原村
湘東社	1882年11月	10000円	
日野銀行	1883年 2月	50000円	南多摩郡日野宿
積塵社	1883年12月	10000円	高座郡入谷村
八王子銀行		100000円	南多摩郡八王子八幡宿
武蔵野銀行			北多摩郡中藤新田

内閣統計局「日本帝国統計年鑑」より

③ 松方正義大蔵卿の財政政策、いわゆる「松方デフレ」

● 国家的課題 —— 西南戦争後のインフレ対策と金融の信用制度（兌換制度）の確立

● 「明治14年の政変」により、大隈重信大蔵卿から松方正義大蔵卿へ

大隈 —— 外債導入による兌換制度の導入

松方 —— 増税による紙幣回収・償却、財政の緊縮、および貿易振興からの正貨蓄積による兌換制度の導入

政府の目的上定まらず人心下に動き、上下共に時勢の流潮に左右せられて苛息偷安帰着する所を知らず、他日財政の益々危殆に陥るに至るや、必ず資本を外国に仰ぐの説を生ずべし。独り其説の生ずるのみならず、必ず実際に其事を行はざるを得ざるの不幸に沈淪す可きなり。今試に我国の現状を見よ、税権と雖ども法権と雖ども一も我に帰するものなく、貧困孱弱の地位に在るに非ずや。而して智識財力共に富饒の外人にその資本を仰ぎ、之を以て内地に散布するときは、固より一時正金の流通を得可しと雖ども、其患害の百出するは言はずして明らかなり。果して然るときは国家の事復た為す可からず。此時に当り設ひ本論の目的を行はんと欲するも時機既に空滅噬臍及ばず、全国の形勢は変じて埃及、土耳其若しくは印度の如き惨状に陥るも、只空しく手を束ねて待つことあ

らんも測る可からず。正義一念此に及ぶ毎に忽肌膚粟を生じ悚然たらざるものなし。

(中略)

およそ国家の大事を行う、必ず先づその目的の確然たるを要す。目的すでに定まり、しこうしてその達すべきの理勢あるを信ずれば、断然決行し、毫も中道の困厄にたゆまず、ただその達すべきの地位に達せざればやまざるの主義に出づべし。しからざれば百事百業の決して効積を挙ぐるあたわざるなり

松方正義「財政議」(1881年9月)、『日本近代思想大系9 経済構想』岩波書店、1988)より抜粋

● 松方財政政策の実施による物価の下落

神奈川県物産相場の変動						
種別	米(1石)	麦(1石)	大豆(1石)	酒(1石)	生糸(八王子提糸9貫目)	屑糸(八王子熨糸9貫目)
年						
明治8年(1875年)	5.69円	2.27円	4.31円	9.53円		
明治9年(1876年)	4.76円	1.90円	4.35円	8.29円		
明治10年(1877年)	5.37円	1.84円	4.42円	12.03円		
明治11年(1878年)	6.32円	2.42円	5.03円	10.60円		
明治12年(1879年)	8.00円	3.70円	6.24円	14.24円		
明治13年(1880年)	10.49円	4.71円	6.64円	16.69円	373.274円	112.182円
明治14年(1881年)	11.17円	4.10円	6.69円	17.89円	441.892円	140.857円
明治15年(1882年)	9.26円	2.54円	6.57円	14.37円	355.885円	126.553円
明治16年(1883年)	6.52円	1.92円	5.57円	15.33円	278.638円	88.063円
明治17年(1884年)	5.40円	1.97円	4.13円	14.24円		

注1: 色川大吉「明治前期の多摩地方調査と民権運動研究ノート(1)」(『東京経済大学人文自然科学論集』1号、1962年秋)掲載の「第4表 神奈川県物産相場変動表」を元に、あらたに数値、項目を加えた。

注2: 内閣統計局編(明治19年9月刊)「日本帝国統計年鑑」により作成。

注3: 生糸、屑糸の相場は、統計院編「第四統計年鑑」(明治18年9月刊)により作成。生糸、屑糸の相場は、明治13~16年の4か年の数値しか得られなかった。

* 参考資料 旧柿生村域の貸借データ（1885〔明治18〕年調査）

村名	戸数	人口	他町村ニテ土地ヲ所有スル人員	他町村ヨリ土地ヲ所有スル人員
五力田村	18戸	108人	1人	8人
岡上村	60戸	377人	2人	1人
下麻生村	52戸	249人	0人	17人
片平村	70戸	404人	5人	7人
古澤村	19戸	111人	6人	1人
栗木村	35戸	239人	3人	12人
万福寺村	19戸	104人	7人	1人
早野村	53戸	300人	1人	16人
王禪寺村	107戸	492人	11人	15人
上麻生村	82戸	427人	1人	4人
黒川村	66戸	412人	3人	0人
新羽村	176戸	1069人	27人	15人
池辺村	198戸	1083人	12人	49人
二俣川村	287戸	1659人	19人	47人
石川村	270戸	1451人	0人	50人

（2）武相地域における土地と負債をめぐる攻防

● 年譜

1872（明治5）年

2月 明治政府、土地の永代売買と解禁し、土地売買の自由と認める。

1873（明治6）年

1月 明治政府、「地所賃入書入規則」により、長期・無年季の賃地契約を禁止する。

3月 明治政府、司法省布達で、「賃入地請け戻し慣行」と否定する。

7月 明治政府の「地租改正条例」布告により、全国で土地所有権の確認と確定作業が始まる。

1874（明治7）年

5月 明治政府、「地所賃入書入規則」を改正し、返済不能者の“身代限処分”を明記する。

1877（明治10）年

9月 明治政府、「利息制限法」を布告する。

1878（明治11）年

11月 土地の所有名義をめぐる争いから、大住郡真土村の集団が松木長右衛を襲撃、本人と家族、雇い人を殺害する（真土村事件）。襲撃した農民に同情が集まり、減刑嘆願運動が盛りあがる。①

村限貸借				他町村へ貸付高	他町村ヨリ借入高
貸借高	貸主人員	借主人員	1人当り借入		
149円9銭	5人	5人	29円81銭3厘	35円	440円70銭
695円75銭	13人	13人	53円51銭9厘	200円	1787円
2080円	13人	13人	160円	515円	5090円50銭
1350円	13人	13人	96円10銭	0円	2373円92銭5厘
102円75銭	2人	2人	51円37銭5厘	165円	183円
587円20銭	5人	5人	117円44銭	0円	509円95銭
50円	1人	1人	50円	492円	341円
428円	11人	11人	38円94銭2厘	0円	1372円80銭
1872円4銭	37人	37人	50円59銭5厘	685円	6279円
774円5銭	42人	42人	18円43銭	0円	3026円70銭
1650円	20人	20人	82円50銭	500円	640円
5457円	30人	45人	121円26銭6厘	230円	843円
3432円58銭	30人	112人	30円65銭	83円	1566円50銭
21630円90銭	60人	120人	180円25銭7厘	2137円80銭	15342円50銭
5955円24銭	87人	144人	41円35銭6厘	750円	3299円87銭5厘

『神奈川県史 資料編17 近代・現代(7)』神奈川県、1976年 より作成

1880 (明治13) 年

5月 真土村事件の判決が横浜裁判所で下る。斬罪、懲役10年、3年の刑が下るが、3年囚以外は減刑、特赦される。

1882 (明治15) 年

5月 この頃より、南多摩郡木曾村・根岸村の村民が、秣場(共有地)の取り戻しのための協議を始める。

1883 (明治16) 年

4月 山口太平による官林払い下げ独占に意義を申し立てた大住郡堀山下村の村民が、山口を襲撃する。

5月 木曾・根岸村の村民が、秣場の取り戻しを要求して、横浜の裁判所に大衆的な訴願行動をおこなうが、一部が警察により拘束される。この後、裁判闘争に方針変更する。

10月 露木卯三郎からの負債の返済をめぐる相談で、大住郡子易村の村民40人余が山中に集合、警察の説諭で解散する。

11月 木曾村の集団が、秣場の開墾を進めた三沢忠兵衛の家屋を打ち壊し、90人が逮捕(自首含む)される。翌月、木曾・根岸村の村民と三沢の間で示談が成立し、村民の開墾権が認められる。さらに翌年2月に、打ち壊しをめぐる判決が下る。

1884 (明治17) 年

3月 洵綾郡一色村の露木卯三郎からの負債の返済をめぐる相談で、大住・足柄上郡の村民およそ100人が七国峠に集合する。また大住郡戸田村の小塩八郎右衛門からの借金をめぐり、大住郡大神村内で集会がもたれる。

②③

4月 負債返済をめぐり高座郡吉岡村でも集会が開かれ、周辺の金貸会社に返済猶予の交渉がおこなわれる。④

5月 露木卯三郎が大磯宿で殺害される（一色騒動）。この月、大住・洵綾・足柄上郡の村民300人余が大住郡矢名村の弘法山に集合し、一週間にわたり、金貸会社に返済猶予の交渉をおこなう。愛甲郡でも、同様の動きがある。⑤⑥⑦

6月 江陽銀行社長杉山泰助宅の放火を予告書が戸長宅に届き、近隣が動揺する。⑧

7月 高座郡上鶴間村などの村民300人余が、負債問題で集合する。⑨

8月 この月、南多摩・高座・津久井・西多摩郡の村民が負債問題で頻繁に集会をもつ。10日の御殿峠での集会には数千人が結集、警察官により224人が引致される。この集会以後、石阪昌孝や細野喜代四郎などが、金貸会社と負債農民の仲裁活動に乗り出す。⑩⑪⑫⑬⑭⑮

9月 捕縛された負債農民のリーダーを奪い返そうと八王子警察署に押しかけた南多摩・北多摩・西多摩郡の村民200人余が、そのまま逮捕される（八王子警察署乱入事件）。負債農民は、引き続き金貸会社への働きかけを活発におこなうが、警察による捜査や引致により、表立った活動はしだいに影を潜める。⑯⑰

10月 八王子警察署乱入事件の予審が終結、兇徒聚衆罪で横浜重罪裁判所の裁判に移される。

11月 武相7郡150ヵ村の農民で組織された「年賦党」が、「相州野」で臨時総会を催し、以後負債問題の対県令交渉をめざして活動を開始する。⑱

12月 「年賦党」が各郡長宛に、金貸会社の説諭を請願するが、高座郡以外では受理されず。

1885（明治18）年

1月 年初からの「年賦党」による県令交渉は功を奏さず、交渉にあたった「年賦党」リーダーたちは、沖守固県令から組織を解くことを命じられる。交渉のなりゆきを見守っていた負債農民の一部約300名が高座郡上鶴間村の篠原新田に集合、そのうち横浜を目指して移動を開始した30名が鎌倉郡瀬谷村で警官隊と遭遇、数名が逮捕される。これをきっかけに「年賦党」のリーダーが続々逮捕、起訴される。㉑

2月 八王子警察署乱入事件の裁判の判決があり、215人が有罪となる。

6月 「年賦党」のリーダーらの予審が終結、全員無罪となる（横浜軽罪裁判所もこの予審を支持したため、無罪が確定する）。

7月 沖守固神奈川県令が、「負債党鎮撫」のために尽力した仲裁人グループに感謝状と記念品を贈る。

● 地図 武相地域における負債と土地をめぐる攻防（別紙）

(3) 困民党の要求と論理

● 困民党の要求 — 返済方法をめぐって —

事例1：無利息にて40カ年賦、または50カ年賦

(『自由新聞』1884(明治17)年8月13日付より)

事例2：会社名称のある営業者は、本年より向こう10カ年置据えの後15カ年賦、会社の名なく
いわゆる高利貸と称する営業者は、15カ年置据えの後25カ年賦

(『横浜毎日新聞』1884(明治17)年8月27日付より)

事例3：負債元金は、3カ年据え置きの上、7カ年賦での返済とする。

負債利子分は、5カ年据え置きの上、10カ年賦での返済とする。

以後新たに取引交わす借金証文については、制限利子に基づいた契約内容とする。

(1884年11月の「哀願書」(『武相自由民権史料集 6巻』)より)

● 困民党の要求 — 貸し付け方法をめぐって —

(前略) 銀行会社のごときは、資力に富み、くわえるに才智も長け、もって法を泳ぎて貪冒す。いわゆる月に亀鱈もあきらかならず。大概、かくのごとし。かくかくの論じ来れば、弱者業すでに破廉恥甚をもってすれば、あに強者の姦智もここに歴々発許せざるべからず

(中略) 銀行会社を廃止論十口一致、与論に帰しおり。願わくば果断もって御廃止あいなり、困窮人民を救助あらんことを乞う。しからずんば、下輩いうべくして行うことあたわずとも、利子制限法御改正にこれありたく、この段願ひ上げたてまつり候 (後略)

須長漣造の雑記帳から(『武相自由民権史料集 6巻』)より抜粋

* 「利息制限法」 1877(明治10)年9月、明治政府により布告された法律

* 横行する「貪冒」「姦智」「苛酷」 “切り金”あるいは“月縛り”について

● 困民党の論理

(前略) 本県下武相人民にして、方今諸物価の下落、随って地方の專業たる蚕桑紡績の業は既に絶え、非常の困難、負債清完の道に苦しみ、かつは憂い、かつ悲しみ、かつ嘆き、その苦身焦慮日夜寸間も忘るに隙なく、譬えるに者なく。しかれども是れに反するものはますます盛んに、その私立銀行または高利金貸会社の類は前陳人民の苦慮するをも考えず、嚴に督促なし、延滞の名を帯びるは、直に訴訟を起こす。はなはだしきは不動産を公売せられたる後、地所をして小作に借受け、該小作金を延滞すれば、別段小作の証書これ無くも、ぜひを論ぜず勸解を仰ぐ等、実に人民にして債主者の権利に蹂躪せらるる形状、あたかも地上に蟻の倒るるに髣髴たり (中略)

判官閣下、よろしく民の ^(痛力)通心を、幾分か法律の正面は曲げても道德愛想の意を巡らされて、細民救助の(抹消部省略)ご沙汰なしくだされ置き候

南多摩郡谷野村の戸長 須長漣造の嘆願書草稿(『武相自由民権史料集 6巻』)より抜粋

*** 須長漣造が説明する「債主者の権利」**

- ① 負債の返済が滞った場合、債主である私立銀行などが勧解裁判（民事の争いに和解をうながす裁判所の仲裁行為）に訴え、負債者の土地・家宅などの公売手続きにより返済を受けられること
- ② 債主が、公売処分などを通じて手に入れた耕作地を元の所有者（負債者）に小作させ、小作金の延滞があれば再び勧解裁判に訴え、支払いを受けられること

*** 「法律の正面は曲げてても」の意味**

- ① 「法律の正面」＝ 明治政府の法の精神（「債主者の権利」の保護）
- ② 「曲げてても」＝ 修正する、改める（「債主者の権利」の抑制、あるいは停止）

（４）仲裁活動とその論理 — 細野喜代四郎の手記から —

● 細野喜代四郎の人となり

安政元(1854)年に多摩郡小川村に生まれる／戸長・県会議員・村長などを務め、一方「琢磨会」や「融貫社」の民権結社の結成に関わる／自由党に入党し、演説家として活躍した

● その動機について

（前略）いやしくも吾々の素性、この債主負債主双方の困難、傍観坐視するに忍びず、故にこれが和解を試みんと欲し（抹消部省略）吾々思えらく吾々は八王子地方には面識者も多く、かつ某銀行某会社長ならびに役員のおきは、ことに相識のことなれば、同地方銀行各会社に対しては、不肖ながら吾々いずれにも尽力すべき（中略）

● 私立銀行・銀行類似会社への訴え

債主諸君よ、債主は富者なり。富者はすなわち父母なり。負債主は兒子なり。負債主すなわち兒子が今飢えて死なんと欲す。父母たるところの、すなわち富者諸君よ。たとえそのうち幾人の吾儕勝手のお悪童あるにもせよ、少兒は水心なり。水心なる少兒を勧誘する、慈善を以て道けば、必慈善に帰せざるなし、それしかりといえども、吾々少部分と言えども今日行政官の地位にあって、もと契約上より成立し貸借を、飽まで負け引等を申入るにあらず。ただ吾精神の存するところは、前陳の趣と物価の変動とを深く酌量せられんのみ。またまた仔細の趣きは、他諸氏より陳述せらるべし。その情状に因りては、ただ請う、貧民救^(ママ)の深意をもって、このところ懸察せられんことを（中略）

● 警察の対応への不満

当時仲裁諸取扱上、参考のため、負債惣代数名をして、負債高ならびに関係の各銀行会社等を取調べさせしに、警察手段非常に厳密を加え、あるいは追放せられ、あるいは捕縛せられ、諸帳簿はなはだ調査上はなはだ不都合につき、郡長〔代書記松原得寿氏二〕に紹介を請い、八王子警察署警部長に紹介を請い、内々談義せんとせしに、警部長いわく、仲裁諸氏の厚意の段、辱し。□らくは、面会せんと。ゆえに梶野敬三氏をもって面謁の上、内実紹介せしに、あに唯に五八人負債主惣代の諸帳調査ならびに紛議和解等も、あえて許諾せざるにはあらざれども、心中大いに法律の楯によりて、これを鎮撫せんとの様子に見請られたり。ゆえに銀行会社は虎威を仮り、最初の模様とは大に変更するに至れり（後略）

以上全て、細野喜代四郎の手記（町田市立自由民権資料館編『武相自由民権史料集 第6巻』）より抜粋

まとめに代えて

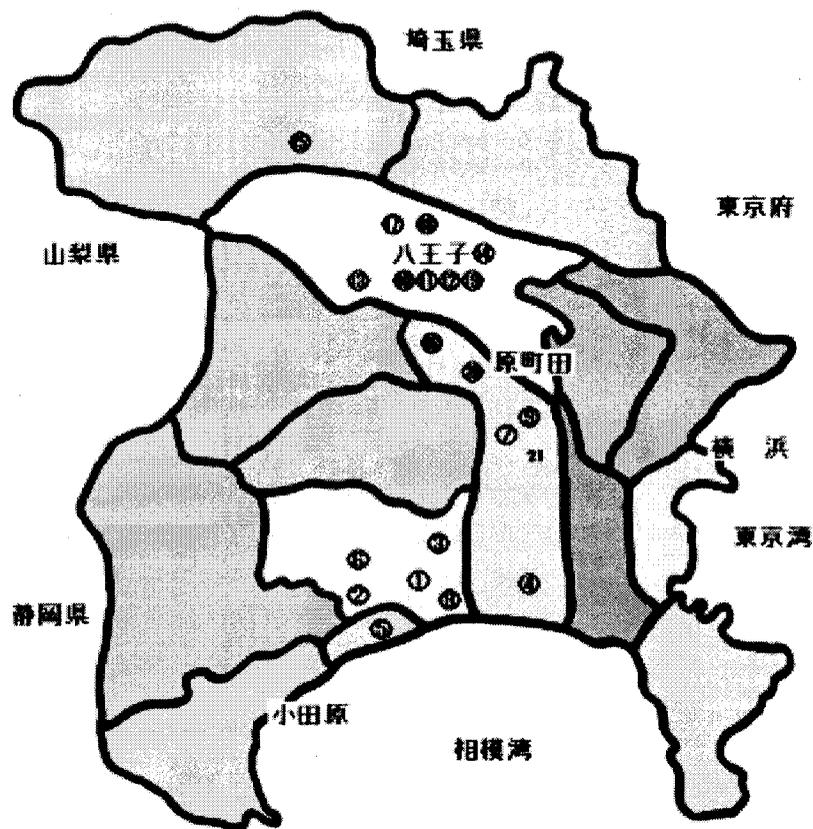
- 社会背景を考える要素
 - ① 養蚕製糸地帯（モノカルチャー化）の形成
 - ② 私立銀行・類似会社の興隆
 - ③ 政府の殖産興業政策と松方正義大蔵卿の財政政策
- 困民党を考える要素
 - ① 負債を抱えた養蚕製糸農民
 - ② 私立銀行・銀行類似会社（見え隠れする個人金貸し）
 - ③ 仲裁活動に乗りだす地域の名望家層
 - ④ 地域の行政と警察

〔参考文献〕

- * 色川大吉『自由民権の地下水』岩波同時代ライブラリー22、1990年
- * 鶴巻孝雄『近代化と伝統的民衆世界』東京大学出版会、1992年
- * 鶴巻孝雄「(解説) 第四編 困民党事件 — 松方財政下の農民の動向」
(色川大吉責任編集『三多摩自由民権史料集 下巻』大和書房、1979年) 所収
- * 町田市立自由民権資料館編『ブックス8 武相の困民党と民衆の世界』1995年3月
- * 安丸良夫『文明化の経験 — 近代転換期の日本』岩波書店、2007年
- * 「困民党の論理と行動」(『新八王子市史 通史編5 近現代(上)』八王子市、2016年)

武相地域における負債と土地をめぐる攻防

- ① 1878(明治11)年11月26日
大住郡真土村の農民、土地所有をめぐる争いから、同村の松本長右衛門宅を襲撃。【真土村事件】
- ② 1884(明治17)年8月16日
大住・定柄上部の農民、海座郡一色村の金貸し霧本卯三郎からの負債について、土屋村七団練で集結。
- ③ 1884(明治17)年8月29日
大住郡大神村などの農民、戸田村の金貸し小堀八郎右衛門からの負債について、大神村八団練で集結。
- ④ 1884(明治17)年1月7日
高座郡吉岡村に農民が集結、霧本卯三郎からの負債を相討。
- ⑤ 1884(明治17)年5月16日
海座・定柄上・大住郡の農民、大網郡に滞在していた霧本卯三郎を襲撃、殺害。【一色騒動】
- ⑥ 1884(明治17)年5月27日 海座・定柄上・大住郡の農民、大住郡失名村の弘法山に集結、金貸会社に談判。
- ⑦ 1884(明治17)年5月 負債農民のリーダー若狭久右衛門(下谷知村)と在籍市民衛(中谷知村)ら数人、厚本警察分署に連行される。
- ⑧ 1884(明治17)年6月11日
大住郡馬入村の戸長宅に、江原銀行社長杉山孝助宅を放火する旨の投書が届く。
- ⑨ 1884(明治17)年7月31日
高座郡上磯村の産屋神社に、同村の農民が集結、武相銀行などからの負債について座談。
- ⑩ 1884(明治17)年8月3日
南多摩郡相模村の御殿神に、同郡高ヶ坂村などの農民が集結。
- ⑪ 1884(明治17)年8月7日
御殿神で協議していた高座郡と南多摩郡の負債農民、八王子警察署に連行され、尋問をうける。



- ⑫ 1884(明治17)年8月10日 高座郡と南多摩郡の数千名が御殿神に集結。翌11日、警察の解散命令に従わない2000名余が連行される。
- ⑬ 1884(明治17)年8月14日 津久井郡の負債農民、御殿神及び高尾山周辺に集結。翌15日、津久井郡役所に襲撃、さらに16日、南多摩郡小比正村内に集結。
- ⑭ 1884(明治17)年8月18日 南多摩郡の負債農民、西中野村字横(ひよどり)山に集結。
- ⑮ 1884(明治17)年8月20~29日 西多摩郡の負債農民、桶原(ひのほら)・御橋・石塚・平井村の金貸し宅に集結、談判。
- ⑯ 1884(明治17)年8月25日 高座郡橋本村に集結した、高座・御殿・鎌倉・南多摩郡の負債農民のリーダーが連行される。
- ⑰ 1884(明治17)年9月1日 八王子警察署が、負債農民のリーダー南多摩郡下川村の塩野直之助宅を捜索、町田克敏が連行される。
- ⑱ 1884(明治17)年9月5日 町田の解放と負債の年払いを求めて八王子警察署に押しかけた南・北・西多摩郡の農民2000名、逮捕される。
- ⑲ 1884(明治17)年9月6~30日 南多摩郡南郡・高座・津久井郡の負債農民、御殿神などに集結。南多摩郡北部の農民との連動をはかるが、警察の介入で実現せず。
- ⑳ 1884(明治17)年11月19日 武相7郡150村余の農民、相模原の原野に集結。負債問題解決を神奈川県長に交渉するため活動始める。【武相国民党の結成】
- ㉑ 1885(明治18)年1月14日 横浜での県令交渉の行方を心配する負債農民300名余が、ひそかに高座郡上磯村の産屋新田に集結。翌15日未明、横浜に向かった30名ほどが、鎌倉郡栗谷村で警察隊と遭遇、逮捕される。

松方デフレと武相困民党【史料編】

柿生郷土史料館／二〇一九年一月二〇日／杉山

南多摩郡小川村の戸長 細野喜代四郎の活動日誌より

(前略) 維時明治十七年七月下旬より相模国高座郡上鶴間村渋谷彦右衛門渋谷彦兵衛ヲ首トシ同郡各村并ニ武蔵国南多摩郡築三郡等ノ困民凡一千八百八十人該佗六十有余ノ各銀行貸附会社ニ係ル貸附金利子、甚ク不当ナルヲ唱へ(中略) 原町田分署ノ門前ナトハ裸体放歌兵糧ヲ運搬シ 釜ヲ輸送シ木曾八幡山ニ於テ勢揃シ警官ノ懇々諭示スルモ却ツテ刺激ヲ興シ其勢ヒ「恰モ仏国革命党ノハスチール城ヲ破ツテハクト」巾賦（中略） 起セシカ如ク各地ヨリ聚合シ来リ(中略)

苟シクモ吾々ノ素性此債主負債主双方ノ困難傍觀座視スルニ忍ヒズ故ニ之レガ和解ヲ試ミント欲シ南座郡下鶴間村長谷川彦八氏ニ書を寄セテ去吾々謂ヘラク吾々ハ八王子地方ニハ面識者モ多ク且ツ某銀行某会社長并ニ役員ノ如キハ殊ニ相識ノコトナレバ同地方銀行各会社ニ対シテハ不肖ナガラ吾々何レニモ尽力スベキ(中略)

全月二十日郡衛ニ出頭シ郡長原豊穰氏ニ謁シ夫々貸借両間紛紜ノ事情ヲ具陳シ方策ヲ悃願セシニ郡長曰拙者等不肖ト雖トモ今日理治者ノ職ニアレバ此ノ情況何ゾ傍觀スルノ理アラシ而レトモ行政官ノ地位ニアツテ契約上ヨリ成立シ貸借ヲ公然負引キ又ハ年賦杯トハ申訳ニハ參ラザレドモ内々各銀行会社ノ者トモニ并ニ負債主ニ対シ説諭方ハ致シ遣シベシトノコト故エ願致シ置一先退庁夫ヨリ共融会社ニ立寄シニ全社役員俱會議員土方敬治郎全役員森久保作藏該佗各員相識者幸ニ居合セシヲ以テ債主ノ心勞ヲ吊シ又負債主即チ困民ノ大困難ノ事情ヲ陳ジ此処困民共ヘ特別ノ憐察ヲ垂レ呉レラル、様懇々申入レシニ土方敬治郎森久保作藏等大ニ感慚ノ旨ヲ以テ応フ(中略)

二十六日午後三時頃予先導ニテ薄井山田長谷川安藤氏等ト中鶴亭ナル戲場ニ至レバ又拾有餘ノ銀行各会役員并ニ福井戸長并ニ小林筆生等已ニ待チ居レリ一同応接終テ予先ツ銀行会社ニ談判ノ理由ヲ陳述ス其言ニ曰扱テ今回武相七郡負債主ヨリ当駅ヲ首トシ六十有余ノ各銀行会社ニ係ル貸借間ニ紛紜申立東奔西走農事ヲ断チ商業ヲ歇メ此分ニシテ数十日ヲ経過セバ豈啻ニ負債主ノ困難ノミナラズ忽チニシテ活路ヲ失スルニ至ラン若シ此狀況ニ至ラバ債主ニ於キテモ貴重ノ財産ヲシテ取引上ニ何ゾ唯今日ノ困難ノミナランヤ尚一層ノ酷シキヲ加フルニ至ラン而レバ乃チ今ニシテ之レガ救済ノ策ヲ施サスンバ如何ナル不幸ヲ惹起スルヤモ難計故ニ吾々雖不肖債主負債主双方ノ困難坐視スルニ忍ヒズ之レガ和解ノ方便ヲ計画セント欲ス

債主諸君ヨリ債主ハ富者也富者ハ即チ父母也負債主ハ兒子也負債主即チ兒子カ今飢ヘテ死ナント欲ス父母タル処ノ即チ富者諸君ヨリ假令其中幾人ノ吾僥勝手ノ惡童アルニモセヨ少兒ハ水心也水心ナル少兒ヲ勸誘スル慈善ヲ以テ道ケバ必慈善ニ帰セサルナシ夫レ而リ雖然吾々少部分ト雖トモ今日行政官ノ地位ニアツテ原ト契約上ヨリ成立シ貸借ヲ飽マテ負ケ引等ヲ申入ルニアラズ只吾精神ノ存スル処ハ前陳ノ趣ト物価ノ變動トヲ深酌量セラレノミ又々仔細ノ趣キハ佗諸氏ヨリ陳述セラルベシ其情狀ニ因リテハ只請フ貧民救ノ深意ヲ以テ此処

察察セラレコトヲ(中略)

當時仲裁諸取扱上参考ノ為負債惣代数名ヲシテ負債高并ニ關係ノ各銀行会社等ヲ取調べサセントセシニ警察手段非常ニ嚴密ヲ加へ或ハ追放セラレ或ハ捕縛セラレ諸帳簿甚々調査上甚々不都合ニ付郡長「代書記松原得寿氏ニ」ニ紹介ヲ請ヒ八王子警察署警部長ニ紹介ヲ請ヒ内々談義セントセシニ警部長曰仲裁諸氏ノ厚意ノ段辱シ□ラクハ面會セント故ニ梶野敬三氏ヲ以テ面謁ノ上内実紹介セシニ豈唯二五八人負債主惣代ノ諸帳調査并ニ紛議和解等モ敢テ許諾セサルニハアラサレトモ心中大ヒニ法律ノ楯ニ仍テ之レヲ鎮撫セントノ様子ニ見請ラレタリ故ニ銀行会社ハ虎威ヲ仮り最初ノ模様トハ大ニ変更スルニ至レリ（後略）

町田市立自由民権資料館編『武相自由民権史料集』六卷、二〇〇七、より

銀行廃止と利子制限法改正を求める無署名の願書（「須長連蔵雜記帳より」）

治方正反ノ異ル有リトトモ其要其偏ヲ矯シ其弊ヲ去リ其レヲシテ以テ平公正直ニ歸スルニ過キサルノミ今ヤ治平不測ノ患ナシ唯恐ル人民困窮ヲ呼ビ故ニ刑法範圍ノ外ニ立強者ハ弱者ノ肉ヲ食トシ弱者ハ強者ヲ欺ムカントトス如斯キ形勢ニシテ幾年ヲ閱スレバ此隙ニ乘スルノ姦究賊子又無シトセズ濟世治安ノ志ヲ懷クモノ遙ニ□ハズンバ有ル可ラズ有位ノ人其一職ヲ守リ權外ニ越ユルヲ得ス昼夜ニ腦漿ヲ涸シ神心ヲシテ熱痛スルトトモ手ヲ下スコト容易ナラズ然レハ則チ如何シテ可ナリ有力ノ者之ヲ救助スレバ一挙手一投足ノ勞而已何トナレバ平治ニ有ツテハ平正ノ旨説クモ本日窘急上ヨリ人心自ラ洶々スル期ナレバナリ又遡ノボツテ強弱ノ勢ヲ論ゼンニ弱者ハ己レノ窘急ニヨリ一大團結ヲ以テ強者ヲ压倒セントス斧正破廉恥モ亦甚シ止事ヲ得サルノ拳ニ出ルトトモ（中略）未タ極論ニ至ル金城鉄壁ノ備俱ナシ是レニ反シテ銀行会社ノ如キハ資力ニ富加ルニ才智モ長ケ以テ法ヲ泳テ貪冒ス所謂月ニ龜鼈モ啻ナラズ大概如斯々々論來レバ弱者業已ニ破廉恥甚ヲ以スレバ豈強者ノ姦智モ茲ニ歴々殆許セザル可カラズ

元金八円ヲ渡シ 証書金拾円トナシ

期限概ネ四ヶ月仮例ハ一月借請四月廿日ニ至レバ督促ヲ受ケ速ニ返済スルモ元金八円ノ処金十円六十六錢六厘ヲ払フ或ハ期限一日遲滞スレバ訴訟ニ及ビ召喚状ヲ附セ適中ノ使丁賃ヲ払加之一日金壹円ニ付金五厘或ハ八リノ日歩ヲ加エ計算シ若干ノ金ヲ請求サル最モ困貧ニシテ召喚ニ応セサレバ官成規ノ法ヲ以テ若干金ノ罰金ヲ附セラレ如此スルモ金円可返済ノ目途ナキモノハ連借人名エ掛リ請求スル如前法苛酷其他枚拳ニ不遑亦甚シト云可シ債主ノ満足ヲ得セシムレバ左ノ如シ

一月十五日 后金八円ヲ渡ス分四月廿日

元金拾円 利子金六十六錢六厘 合金拾円六十六錢六厘

書換証書 金拾二円七十九錢貳厘

七月廿日

元金拾貳円七拾九錢貳厘 利子金八十五錢三厘

書換証書 金拾六円三拾七錢四厘

十一月廿日

元金拾六円三拾七錢四厘 利子金壹円〇九錢貳厘

書換証書 金拾六円九拾五錢九厘

如斯苛酷ノ方法ナリ債主ハ敢テ恐懼スヘキニ非ストトモ官ノ召喚ニ怠慢スレバ国法ニ戻ルヲ恐レ終ニ債主ノ満足ヲ得セシメ故ニ租税及ヒ協議費等納期ニ遅レ又ハ道德上ヨリノ貸借

等ハ終ニ利子一錢モ払ハサルニ至レリ故ヲ以旧戸長ノ如キ及ヒ道德ヲ重ニスル金満家等十中ノ七八ハ俱ニ困窮ヲ訴ル者不尠因之淳厚ノ志タル人貧民ヲ助クルヲ得ス貧民之ニ酬ルニ道ナシ道德頓ニ地ニ墜俱ニ薄情ニ流ル、ニ至レリ可情事共也然レトモ前途ノ一月より十一月ニ至ル鼠算ノ如キハ銀行会社ノ確法ト云ニ非ス惟参考ニ供スル而已若強弱ノ軋轢ヲシテ官放棄シ於カンニハ如何ニ結果ヲ来スモ難計之ヲ少ニスレバ相州一色村真土村ノ如ク是ヲ大ニスレバ国家ノ患害ヲナスベシ何トナレバ民富ンデ上富マズ民貧シテ上独リ富モノ古ヨリ希ニ不視所也今ハ強弱トモニ虬ナリ虬タル時不殺バ蚊トナツテハ如何ト或人問テ曰ク論者ノ如クセバ強者モ不正ニシテ弱者モ不正カ蒼テ曰ク然リ弱者ノ如トキハ既ニ負債シ云々ヲシ甲唱フレバ乙和シ乙嘯フケハ丙丁集リ大衆ヲ以テ因テ債主ヲ損害セシメントス金ヲ借り返サズルハ子ニシテ父母ニ孝道ヲ不尽一般夫レ鳥ニ反哺ノ孝アリト云人ニシテ鳥ニ如カズ是不正哉也強者ノ如キ又然リ金円ヲ他人ニ貸シ是ニ附スルニ苛酷ノ利子ヲ以テス夫金円ノ貸借ハ負債主ヲシテ本業ヲ廢セサラシムルニアリ無キヲ以テ有ルニ貿易スル原ソク者也彼東南西北弁護不□ナシトモ大衆烏合シ甲困ヲ鳴ヒ乙窮ヲ訴エ以テ憐ヲ有力者ニ要メントスルハ他ナシ其苛術ニ苦シムバナリ姦智苛術ヲ以テ民ヲ陷阱ノ内ニ容ントス又不正也夫古ノ人言ル有リ曰ク汝ニ出ル者ハ汝ニ入ル財逆ヲ入ル者ハ又逆テ出ル之ニ因テ視ル時ハ蓋シ逆テ入ル者ナルベシ又反セザルヲ得ズ或人又曰ク然レバ即チ如何シテ可ナリ曰ク是ヲ直ニ云エハ銀行会社所謂高利貸附營業不廢ベカラズ是ヲ間ニ云エバ利子制限ヲ改正不可不為利金百円以下年一割百円以上千円ニ至ル年九朱千円以上年八朱ト改正スル時ハ彼貪冒先生己レノ欲ヲ逞スルニ足ラズ目潰ルハ必然ノ勢也当此時姦智漸ク跡ヲ隱シ良民益進平公正直ニ帰スルナルベシ

願書

右者方今人心洶々トスル所以管見ノ試見ヲ以テ愚察スルニ別紙論文ノ如クト被存候間外面ヨリ之ヲ視レバ負債主不正ノ位置ニ居債主ハ公平ノ位置ニ居ル者ノ如クナレ共銀行会社ヲ廢止論十口一致輿論ニ帰シ居願クハ果斷以テ御廢止相成困窮人民ヲ救助アランコトヲ乞不然而ハ下輩可云シテ行コト不能トトモ利子制限法御改正有之度此段奉願上候最も下輩等慢ニ下底スルヤ或ハ国家ノ御為ニ云哉否ハ御洞察可有之レトモ視ルニ天下ノ目ヲ以テシ聞ニ天下ノ耳ヲ以テス故ニ聰明英知也下輩政策ノ如何ハ不知トトモ方今人情ト各村々ノ家事向トニ因テ立言ス希クハ二策ノ一ヲ御挙引アツテ人民ヲシテ塗炭ノ苦ニ陥ラシメサレバ幸甚々々ノ至リト云ヘシ恐慌謹言影首々々敬白

町田市立自由民権資料館編『武相自由民権史料集』六卷、二〇〇七、より

南多摩郡谷野村の戸長 須長連蔵の嘆願書（草稿）より

（前略）本県下武相人民ニシテ方今諸物価ノ下随テ地方ノ專業タル蚕桑紡績ノ業ハ既ニ絶非常ノ困難負債清完ノ道ニ苦且ハ憂且悲且嘆其苦身焦慮日夜寸間モ忘ルニ隙ナク譬ル二者ナク然レ共是レニ反スルモノハ益盛ンニ其私立銀行又ハ高利金貸会社之類ハ前陳人民ノ苦慮スルヲモ不考慮ニ督促ナシ延滞ノ名ヲ帯ルハ直ニ訴訟ヲ起ス甚シキハ不動産ヲ公売セラレタル後地所ヲシテ小作ニ借受該小作金ヲ延滞スレバ別段小作ノ証書無之モ是非不論勸解ヲ仰ク等実ニ人民ニシテ債主者ノ權利ニ蹂躪セラル、形状恰モ地上ニ蟻ノ倒ルニ髣髴タリ

（中略）

判官閣下宜シク民ノ通心ヲ幾分カ法律ノ正面ハ曲ケテモ道德愛想ノ意ヲ巡ラサレテ細民救助ノ（抹消部省略）御沙汰被成下置候（後略）

町田市立自由民権資料館編『武相自由民権史料集』六卷、二〇〇七、より